

加入光ファイバ等の提供遅延に係る NTT東日本・西日本からの報告結果について

令和6年3月29日

事 務 局

1.報告の経緯

- 接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定設備との接続や通信用建物（局舎）におけるコロケーションを希望する場合、NTT東日本・西日本において所要の**手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。**NTT東日本・西日本が行う、こうした一連の**手続・工事等に要する「標準的期間」については、接続約款記載事項**（法第33条第4項第1号ホ）とされており、接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」（例外）が規定されている。
- また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、**接続約款に基づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するF T T Hアクセスサービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用者利便にも大きな影響**がある。
- 近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の**提供遅延（標準的期間の遵守状況の悪化等）に関する指摘があった**ところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなったため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、**第六次報告書に向けた議論以降、継続的に議論を行ってきている。**
- 本研究会第七次報告書においては、これに関し「総務省において、提供遅延及びその改善状況について**引き続き注視していくことが適当**」とされたことを踏まえ、**総務省からNTT東日本・西日本に対し要請**し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めた（令和5年10月10日総基料第201号）。

【報告要請事項】

(A) 提供遅延の改善に向けた**NTT東日本・西日本における取組・検討等の状況**

(B) **提供遅延の状況**（令和4年10月から令和5年2月まで：今回報告、令和5年4月から令和6年3月まで：令和6年6月30日までに報告）

今般、**同社より当該要請に係る報告**（令和6年2月28日付け）**があった**ため、報告内容の概要を本研究会に報告するもの。

（参考）接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書 第9章 加入光ファイバ等の提供遅延 3. 考え方

加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、NTT東日本・西日本等による取組のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うF T T Hアクセスサービス等の需要の増加傾向が一服したこと等によるものと見られる改善がみられる。この点、NTT東日本・西日本及び関係事業者における取組については評価されるべきものであるが、一方、依然として改善を要する点が存在する。

加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当である。

また、総務省においては、提供遅延及びその改善の状況について引き続き注視していくことが適当である。また、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべきである。

今後、(…) NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当である。

(…) また、一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決であると考えられる。その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当である。

(A)提供遅延の改善に向けた NTT東日本・西日本における取組・検討等の状況

(参考) 要請事項

接続料の算定等に関する研究会において行われた議論の内容に留意して、加入光ファイバ等の提供遅延の改善（提供遅延に係る接続事業者又は利用者への情報提供の方法の改善を含む。）に向けた貴社における取組、検討等の状況について、取組・検討の時期を明示した上で、次の事項を令和6年2月28日までに報告すること。

- (1) 貴社が行った取組の具体的内容
- (2) 貴社と接続事業者又は接続事業者の団体等との協議等の状況（当該協議等の結果を踏まえた取組を行った場合には、その具体的内容についても報告すること。）
- (3) 今後貴社が行う取組の計画（当該取組の一環として接続約款の変更を行う計画がある場合は、当該変更の概要についても報告すること。）

<第七次報告書における指摘等（総論）>

- 加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当。
- 今後、(…)NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- これまで、提供遅延の状況の改善に向け、標準的期間を遵守し、開通までの期間短縮に係る利用者や接続事業者の要望に応えるべく、NTT東日本・西日本間の運用の差異の解消や、物品枯渇の解消・予見性確保、光ファイバ開通申込受付システムの更なる機能拡充に取り組んできた。加えて、接続事業者との議論により、接続事業者において提供遅延の状況の自助的な改善に係る意識醸成も一定程度図られつつある。
- 今後は、計画しているシステムの機能拡充を遅滞なく進めつつ、更なる運用効率化の取組を継続し、必要に応じて接続事業者との協議を実施していく。
- システム意見交換会等における接続事業者との議論を経て、順次受付システム等の機能改善（※1）等を行っている。

※1 前回報告で言及されているもののほか、次の機能改善を実施。

- 加入光ファイバの廃止申込では、NTT東日本・西日本から接続事業者に問合せを行う際、接続申込時に入力された連絡先情報を利用していたが、問合せ先が不明となる場合があったところ、廃止申込時にも事業者連絡先をシステムに入力可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者における対応コストを軽減。（令和5年8月）
- 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、通信用建物をプルダウン又は手入力（完全一致）により選択する必要があったところ、あいまい検索を可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者における対応コストを削減。（令和5年8月）
- 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、システムの「ファイル連携画面」で接続事業者が地図情報を送付する場所があるが、これまで、NTT東日本・西日本が当該情報をダウンロードしたのかについては接続事業者には開示されていなかったところ、NTT東日本・西日本が資料をダウンロードした履歴を当該画面に表示することにより、NTT東日本・西日本の対応状況の目安を共有。（令和6年2月）
- 加入光ファイバの申込み時において、接続事業者が資料をアップロードできる機能を追加することにより、情報不足による手回りの発生を抑止。（令和6年2月）

<第七次報告書における指摘等（エリア、条件等ごとの提供遅延の状況）>

- 一部のエリア、条件等において提供遅延が継続し、又は回復傾向が弱い状況については、その要因を確認し、引き続き改善を図っていくことが適当。特に、一部のエリアにおける局内光ファイバ（※）については、標準的期間遵守率1割以下という状況も見られたところ、改善の状況を注視することが適当。

（※）第七次報告書までの議論において、北海道エリアの局内光ファイバで提供遅延が顕著な状況が見られたところ、NTT東日本・西日本からは、「申込みに対する稼働がアンマッチであったほか、北海道においては、（工事に必要な）物品の枯渇により申込が積滞しており、その状況を改善するのに時間も要した。今後、数字は必ず改善していくと見込んでいる。」との回答があった。第七次報告書（案）に対する意見募集に係る本研究会の考え方では「再発する場合、特定のエリアにおいて著しい提供遅延を生じさせるおそれがあり、総務省においても問題の実態等を丁寧に確認することが適当」と言及。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- 局内光ファイバにおける部材枯渇事象の解消については、その提供に用いる物品の納期について、確保すべき物品ラインナップの定期的な見直しや、サプライヤの最大製造能力の引き上げ交渉、物品納期の明確化等の各種取組を進めてきた結果、令和4年度第2四半期以降、部材枯渇は起きていない。（物品の調達に、NTT東日本・西日本ともに部材枯渇時において最大□□暦日以上を要していたところ、概ね□□暦日程度で推移。）
- 局内光ファイバに係る提供可能時期回答に係る運用について、エリアによって差異（※2）が生じていたことが判明したため、NTT東日本では令和5年2月に運用を統一し、NTT西日本でも運用の統一を進めていく予定。

※2 NTT東日本エリア（北海道エリアを除く。）及び東海エリアでは、①両端確定後速やかに提供可能時期を回答していたが、北海道エリア及びNTT西日本エリア（東海エリアを除く。）では、②両端確定後、工事調整・資材調達等を実施した後に提供可能時期を回答する運用としていたため、①に統一。

<第七次報告書における指摘等（開通リソースの確保、需要計画の精緻化等）>

- ・ エリア間の遅延状況の差異については、作業件数の増減に起因する側面もあると考えられるところ、NTT東日本・西日本においては作業件数の増減に対応できる工事体制等、所要のリソースの確保に努めることが適当。
- ・ 一方、過剰にリソースを確保することは、NTT東日本・西日本が第一種指定設備の効率的な管理・運営を求められていることと逆行する結果も生じることから、リソースの確保に必要な情報である接続事業者等からの需要計画の精緻化について、引き続き協議を進め、具体化を図ることが適当。特に、FTTHアクセスサービスを提供する接続事業者が提供エリアを拡大する際に、NTT東日本・西日本及び当該接続事業者間において円滑な情報交換がなされ、必要なリソースの確保を確保できるかについて留意することが適当。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

（開通リソースを最大限活用するための取組）

- ・ NTT東日本・西日本双方において、エリアを跨いだ稼働支援が必要となるほどの稼働逼迫エリアは生じた旨の報告はなかった。

（需要計画（※1）の精緻化）

- ・ これまで同様、接続事業者から提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続。一方、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じているため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計画の精度向上に向けて協議を進めている。
- ・ 接続事業者での精度向上に向けた取組を継続実施いただくことで認識を合わせているが、一定程度の乖離は現在も発生している。また、接続事業者において計画に大幅な変更が生じることが判明した場合には、可能な限り速やかに情報共有いただくことも改めて依頼。

※1 第六次報告書での「より実態に沿った体制を構築できるようにするために、どの程度の精度・タイムスパンの需要計画が提出されれば、NTT東日本・西日本においてより効果的な需要予測を行えるようになるか、まずは事業者間において、これまで以上に協議を進めることが適当」との指摘を踏まえ、前回報告では「接続事業者より、精緻な需要提示は難しい旨の回答があったことから、年間を通じた計画の平準化、計画と実績の乖離の抑制等に努めることについて継続して努力することについて認識を合わせた。」旨の報告があったもの。

（申込みキャンセルの抑制（※2）、NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示）

- ・ NTT東日本・西日本から申込みキャンセルに関する実績を提示し、改善に向けた協議を実施。キャンセル率が上昇・高止まり傾向にある接続事業者には、協議を通じ、その原因や今後の取組をヒアリングし、改善を促すことにより、全体的な傾向としてはキャンセル率が低減している状況。今後も実績を注視しつつ、必要に応じて協議を実施する予定。（令和5年度4月～11月期：NTT東日本平均 %（前年同期比 %）、NTT西日本平均 %（前年同期比 %））
- ・ 申込に基づく正確な設備設計等を行うため、接続事業者に対し、申込不備の件数を提示し、より詳細な情報提供を依頼。NTT東日本・西日本の設備設計の正確性の向上に資する内容（建物の正式名称・住所や、PD盤等の相互接続点の情報等）を改めて案内する等、改善に向けて協議を進めている。今後も継続し、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方で申込内容不備率の低減に努めることについて認識を合わせている。

※2 前回報告では「接続事業者の申込み前の内容確認等に係る改善、提供遅延に起因するキャンセルの抑制等について認識を合わせた。」旨の報告があったもの。

※3 前回報告では「接続事業者の申込み内容の不備については、接続事業者の運用の改善、新たなシステムの機能の活用について依頼」した旨の報告があったもの。

（提供エリア拡大時の対応）

- ・ 提供エリアの拡大があった際の情報交換・リソースの確保について具体的な課題が生じた旨の報告はなかった。

<第七次報告書における指摘等（利用者への情報提供）>

- ・ 利用者への情報提供に関しては、利用者対応の視点に立った適切な情報提供の在り方の観点から、引き続きNTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を継続し、NTT東日本・西日本は、接続事業者が必要とする情報を提供していくことが適当。
- ・ その中で、接続事業者の利用者対応において設備設置事業者の社名を明らかにすることに合理性が認められる場合についてまで、設備設置事業者の社名を明らかにしない運用は適切ではないことに留意することが適当。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ 利用者への情報提供に係る協議（※1）については、個々の事例に即して接続事業者と協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はない。今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提示があれば、適切に対応を進める予定。

※1 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

<第七次報告書における指摘等（NTT東日本・西日本間の運用の差異・現場調査等）>

- ・ 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ SNCから当研究会で指摘があった「サービス総合工事」に関するNTT東日本・西日本間の運用の差異については、意見を基に、当社のアクセス工事（設置場所の近くまで既設の光ファイバケーブルがない場合に、新たに光ファイバケーブルを新設する工事）の実施日の調整完了前に開通工事日を取得可能とすることで解消した。（令和5年11月）
- ・ ソフトバンクからの意見（ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する）「稼働取得の一本化」についてNTT西日本でも実施すべき旨の意見）及び現場調査（※2）については、接続事業者等の意見を踏まえ引き続き協議を進めるとのことであり、具体的な状況・課題等に関する報告はなかった。

※2 NTT東日本・西日本によれば、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況（配管設備の有無等）を調査し、開通工事の施工方法の検討を行うもの。

<第七次報告書における指摘等（工事日延期・当日事故付きの軽減）>

- ・ 工事日延期・当日事故付き（※1）の軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。
※2 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止（バックオーダー）のこと。本研究会としては、第六次報告書（案）に対する意見募集において指摘があったところ。第七次報告書までの議論においては、NTT東日本・西日本より、「情報管理の精度の向上を引き続き要望」する旨の接続事業者意見を踏まえ、「当社データベースへのバックオーダー要因の登録等を徹底し、データベースの精度の向上を図っていく考え。また、当社が把握していない現場の情報を接続事業者が把握している場合、当該情報を当社に提示いただくことにより精度を高めることも可能」である旨、説明があったところ。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ バックオーダーは、シングルスター方式の加入光ファイバの申込み全体のうち、NTT東日本では□%、NTT西日本では□%（令和4年度第3・第4四半期実績）を占めており、そのうち、NTT東日本では□%、NTT西日本では□%（同）が開通工事日当日に発生している。
- ・ 接続事業者と協議を進め、情報管理の精度向上については、NTT東日本・西日本に起因するバックオーダーである「設場誤り」（PD盤を特定できない等）の改善に関し、新たな運用（□）の要望があったが、これによるバックオーダー件数は僅少（当該接続事業者からの申込みにおいて、令和5年度第1・第2四半期の状況を調査したところ、□）であることが判明したので、対策として、接続事業者からの情報提供（当該「設場」における既存加入光ファイバの回線ID、建物の詳細情報・ルート図等）を改めて依頼した。今後も要望があれば引き続き協議に応じていく。

当日事故付きや工事日延期の実態調査（東日本）

※令和4年度第3四半期及び第4四半期の合計値

工事当日の中止件数

工事前の延期件数

当日事故付きや工事日延期の実態調査（西日本）

※令和4年度第3四半期及び第4四半期の合計値

工事当日の中止件数

工事前の延期件数

- NTT東日本・西日本に起因
- 接続事業者に起因
- NTT東日本・西日本、接続事業者のいずれにも起因しないバックオーダー（自然災害や天候不良等で開通工事の実施が困難な場合等）

<第七次報告書における指摘等（制度の見直し）>

- 一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決。その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当。

<NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

（コロケーション（※1）の提供遅延に係る見直し）

- コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、自社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、NTT東日本・西日本で必要な設備を構築し、円滑な接続の実現に努めてきた。
- その提供に当たっては、設備の空き状況（見込みを含む。）の詳細確認により既存設備での提供を検討する等、可能な限り早期に提供する取組を行っている。
- 提供までの期間の予見性確保に向け、提供予定日を接続事業者に事前通知（「インフラ回答」）している。当該通知は、可能な限り設計図面回答（立架位置、ケーブル敷設ルート等の図面の提示）と同時期に早期回答するよう努めている。（報告対象期間において、 以上を設計図面回答と同時期（1ヶ月以内）に回答。）
- 電源設備等の提供までの期間の目安等については、各工程における様々な長期化要因（外部要因を含む。※2）や提供までの期間の実績を説明し、画一的な期間を設定することが困難（接続事業者にとって有用な目安とならない）であることは一定の理解を得たところだが、インフラ回答の充実による予見性の向上のため、インフラ回答が申込から1ヶ月を超える見込みの場合、新たに「中間回答」として当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を通知する運用を開始（NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始）。当該接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う。

（なお、第六次報告書（案）に対する意見募集において指摘があったコロケーションリソース（※3）の枯渇状況については、次頁のとおり。）

※1 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「コロケーションについて、空調設備や電源設備の増設が必要な場合に提供時期が遅延する。やむを得ないということは理解しているが、何かしら目安を設定いただくことが必要」との旨の意見があり、これを踏まえてNTT東日本・西日本より、「（接続事業者からの）申込に応じて増設を行うため、たまたま容量に空きがない状況に当たってしまう場合もある。こうした点も事業者間で連携しながら、準備を早めていくことが遅延を改善していくと思うので、引き続き努力していきたい」旨の説明があったもの。

※2 例えば、

※3 以上で言及している電源設備・空調設備と異なり、一度通信用建物を建設した後は容易に増設できない設備（スペース、受電・発電設備等）については、空き容量がない場合等、コロケーションの請求に応じられないことがあることを踏まえ、空き容量を無償で接続事業者に開示しているもの。なお、電源・空調設備については、通信用建物単位で手続費（実費）を支払って空き状況の開示を受けることができる（情報開示告示第2条第2号へ）。

（自前工事へのNTT東日本・西日本の立会（※3）の柔軟化）

- ネットワークカメラ等を通じた立会（遠隔立会）により、移動時間を削減し、NTT東日本・西日本側の稼働を確保しやすくなるように取り組んでいる。（NTT東日本では 利用、NTT西日本では利用実績なし（令和5年4月～令和5年12月））
- 遠隔立会の利用促進に向けた障壁となっている運用上の課題を聴取し、遠隔立会の利用可能条件等を再度説明し、協力を依頼。対象工程の拡大（※4）も実施している。要望事業者とは、引き続き協議を行う。

※3 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「自前工事に係る立会いの日程調整に時間を要するところ、現在試行されているオンラインでの立会い81を拡充し、例えば接続事業者側のスマホカメラで実施できるようにするなど有効ではないか。」との旨の意見があったもの。

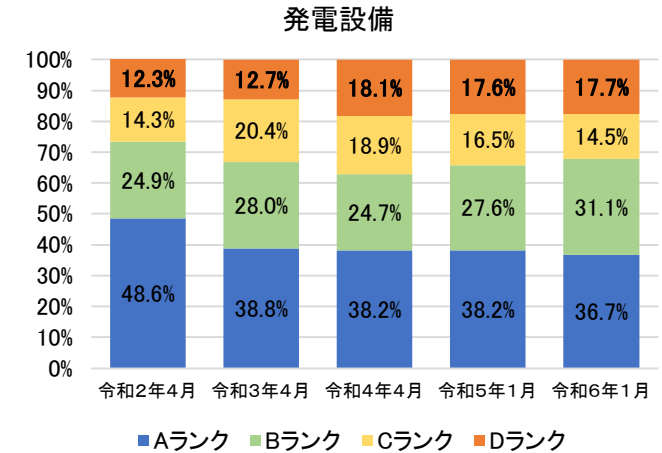
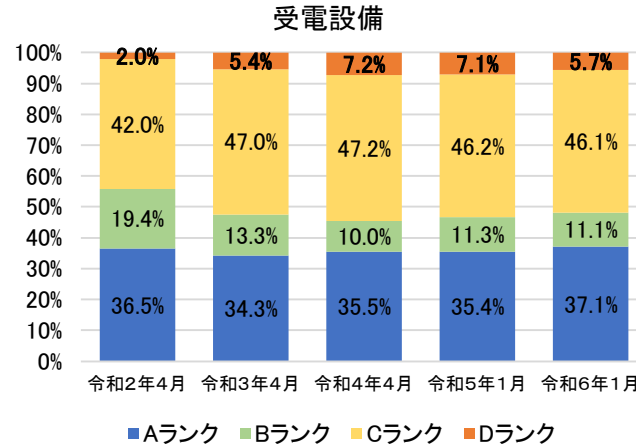
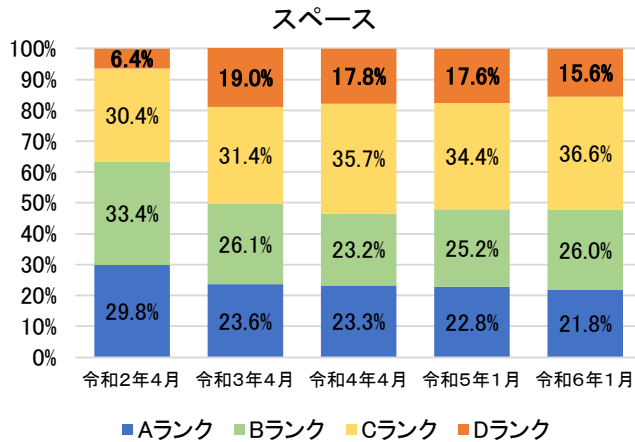
※4 における工程で利用可能。

（接続約款の変更等）

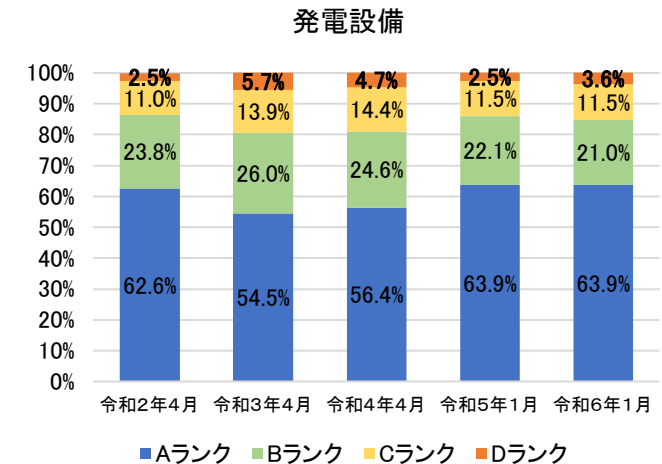
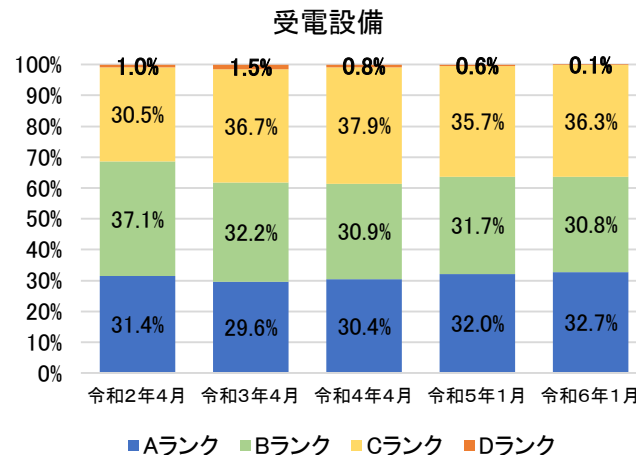
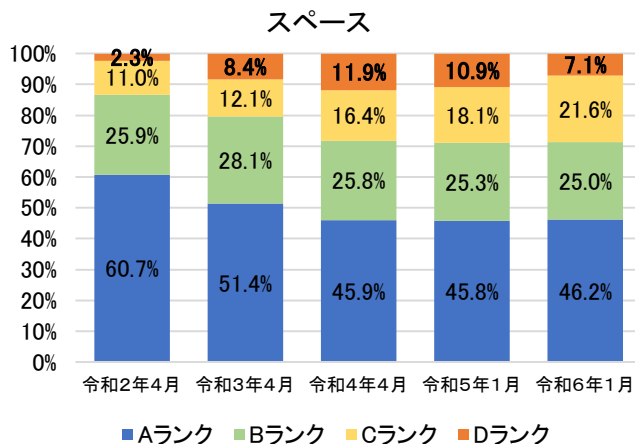
- 現状、改善への取組のうち、接続約款の変更等を伴うものはない。

(参考)コロケーションリソースの枯渇状況

コロケーションリソースの枯渇状況（NTT東日本）



コロケーションリソースの枯渇状況（NTT西日本）



	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
スペース	18架以上の空き	～18架未満の空き	～6架未満の空き	空きなし
受電・発電設備	72kVA以上の空き	～72kVA未満の空き	～24kVA未満の空き	空きなし

(注) コロケーション条件等の改善について（平成29年9月8日総基料第162号）を踏まえて情報を開示している、NTTコミュニケーションズが所有する建物においてコロケーションが行われる場合（及びコロケーションに際して提供される電力設備がNTTコミュニケーションズが所有する建物に設置されている場合）における空き状況を除く。また、Dランクビルにおいて基準架以下のスペースが空いている場合の空きスペースの有無及びコロケーション代替措置（接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東日本・西日本において設置、管理等を行う手続）の提供状況は考慮していない。

(B)加入光ファイバ等の提供遅延に関する状況

(参考) 要請事項

加入光ファイバ等の提供遅延の状況について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・検討状況の報告について（要請）」（令和4年11月22日総基料第229号）記2（5）により報告を求めた事項に係る令和4年10月から令和5年3月までの状況について、令和6年2月28日までに報告し、令和5年4月から令和6年3月までの状況について、令和6年6月30日までに報告すること。

- 加入光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」に対する「**提供可能時期の回答**」及び「**提供可能時期**」（**工事実施が可能となる最短時期**）について、**例外**を除き、標準的期間が定められている。（「工事実施日」は、提供可能時期以降に接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

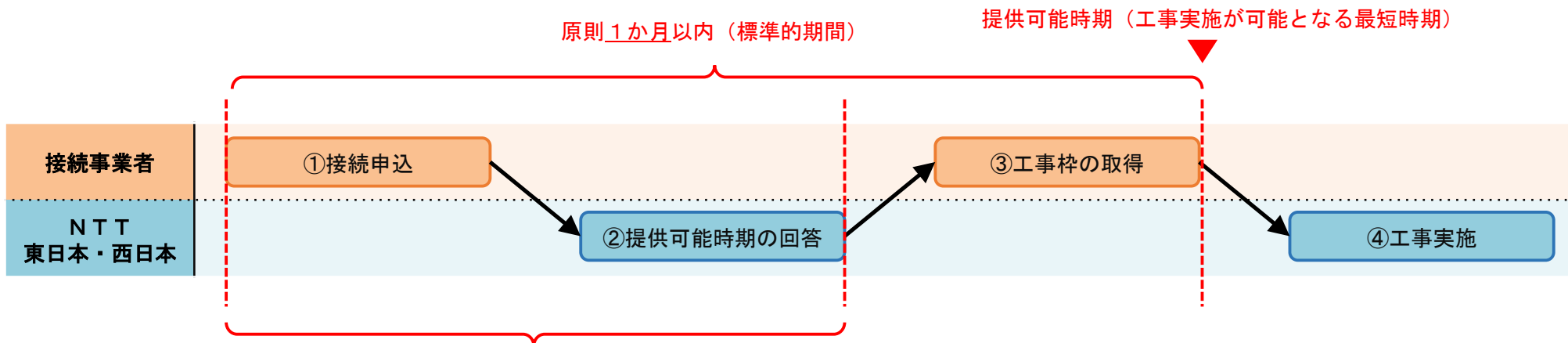
加入光ファイバ提供までのフロー

【例外②】

- ・ 光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき
- ・ 利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき 等の場合

【例外③（共通）】

- ・ 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき



【例外①】

- ・ 光屋内配線の調査に時間を要する場合

【例外③（共通）】

- ・ 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき

(参考)加入光ファイバ提供までのフロー

接続約款上の規定 (黄色マーカー：標準的期間 緑マーカー：標準的期間の例外① 青マーカー：標準的期間の例外② 灰マーカー：標準的期間の例外③)

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 (略)

2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(中略)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。)とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～20 (略)

※ 第39条(準用)において準用する第38条(標準的接続期間)第3項の規定により、接続事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他NTT東日本・西日本の責めによらない事由により経過した期間は標準的期間に含めない。

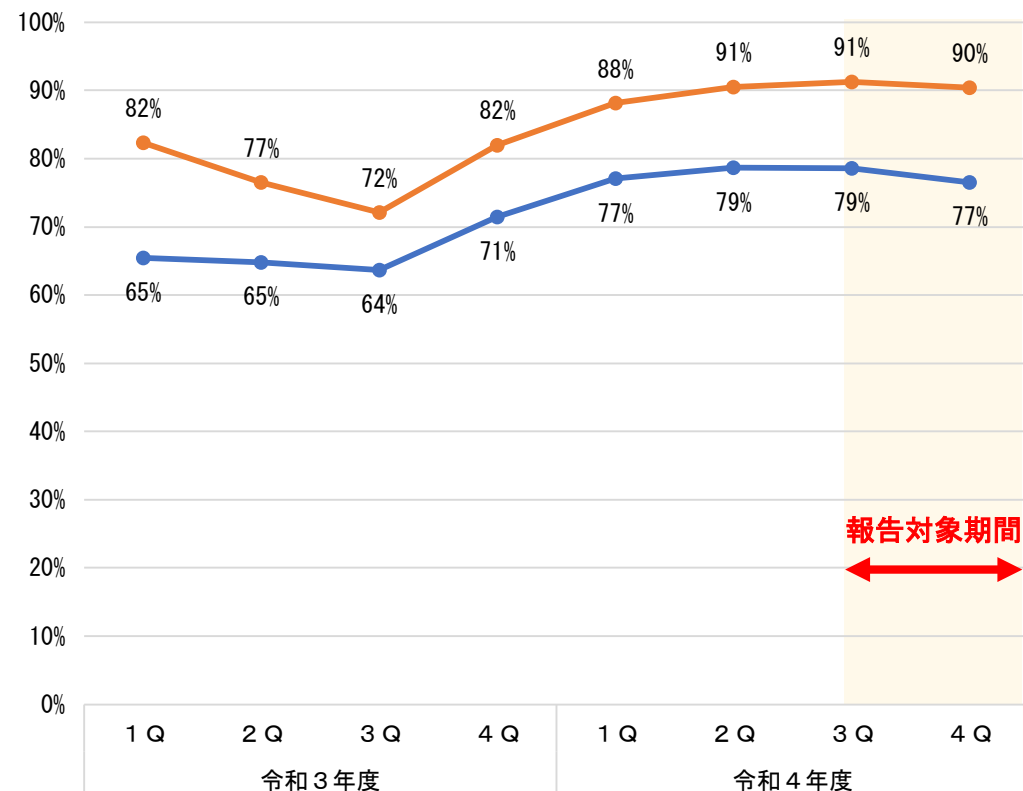
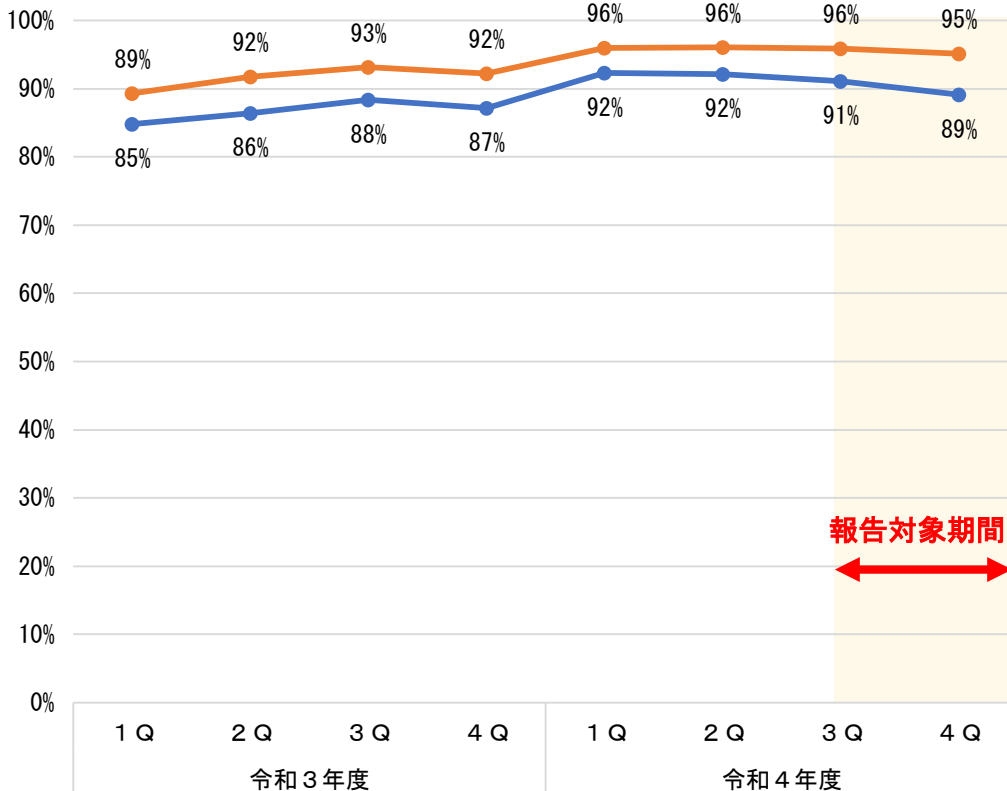
(参考)本報告に係る集計の条件

- 次の品目について、四半期別・エリアブロック別・主要な接続事業者別の数値を集計。
 - ・ 加入光ファイバ(シェアドアクセス方式(「即決」と「非即決」で別に集計)) ※特定光信号端末回線(フレキシブルファイバの接続メニュー)と併せて提供される場合を除く。
 - ・ 加入光ファイバ(シングルスター方式)
 - ・ 局内光ファイバ
 - ・ コロケーション(標準的期間が2週間のもの、1か月のもの、1.5か月のもので別に集計)
- 本来、「接続事業者が検討に要した期間」標準的期間に含まれないが、NTT東日本・西日本のシステム上、これを正確に集計することができないため、「接続事業者が検討に要した期間」が長期であったことにより、標準的期間を遵守できなかった場合も、他の事例と区別せず集計している。

- **提供可能時期の回答**に関する、加入光ファイバ（以下「加入DF」という。）全体の標準的期間（3週間）遵守率は、**NTT東日本**においては、前回報告時同様、**9割台**を推移。**NTT西日本**では、令和3年度第2・第3四半期で遵守率の低下が見られたが、第4四半期以降の遵守率は回復傾向であり、**令和4年度第3四半期以降も9割前後**を推移。
- 提供可能時期の標準的期間（1か月）遵守率について、「例外②」（光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある）に該当するものを除くと、NTT東日本の遵守率は、報告対象期間を通じて9割台後半で推移。NTT西日本の遵守率は令和4年度第3四半期以降も9割以上で推移。
- **提供可能時期の回答**に関し、「例外②」を含めた場合について、対象期間に「例外②」に該当した割合は、**NTT東日本において全体件数のうち約14%**であり、「例外②」に該当するものを含めた場合の**4週間以内対応率も、令和4年度中を通じて約9割で推移**。**NTT西日本において、対象期間に「例外②」に該当した割合は約23%**であり、「例外②」に該当するものを含めた場合の**4週間以内対応率は、令和4年度は8割弱で推移**。

NTT東日本エリア

NTT西日本エリア



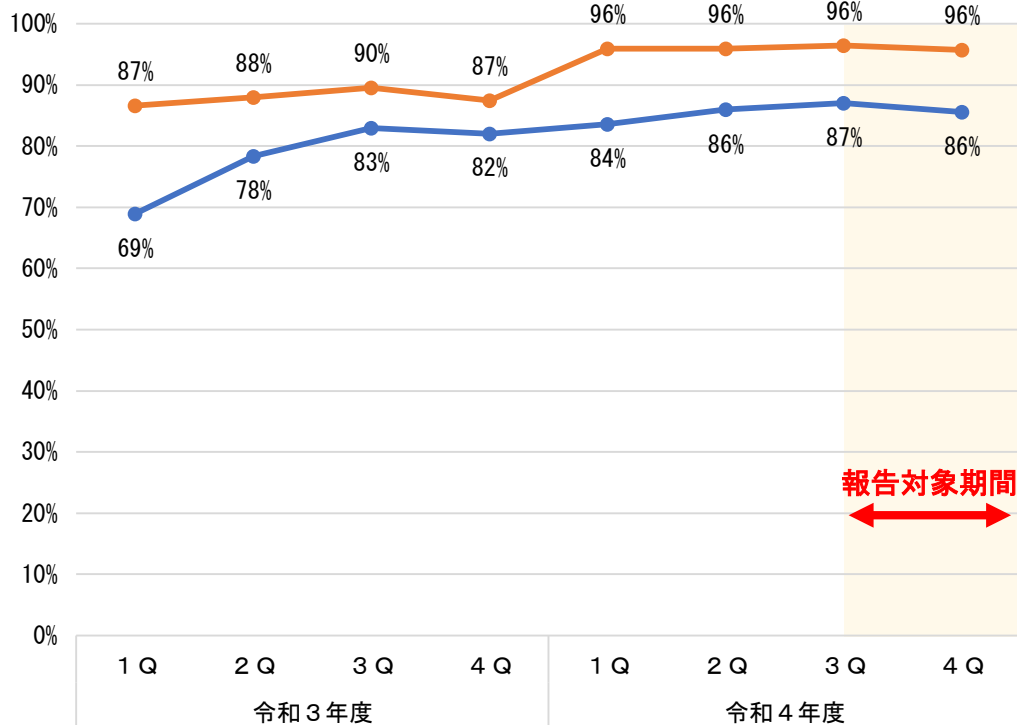
—●— 全ての回答に係る提供可能時期回答の標準対応期間遵守率
—●— 全ての提供可能時期に係る標準対応期間遵守率

—●— 全ての回答に係る提供可能時期回答の標準対応期間遵守率
—●— 全ての提供可能時期に係る標準対応期間遵守率

提供可能時期回答の標準的期間遵守率(全国、加入DF回線形態別)

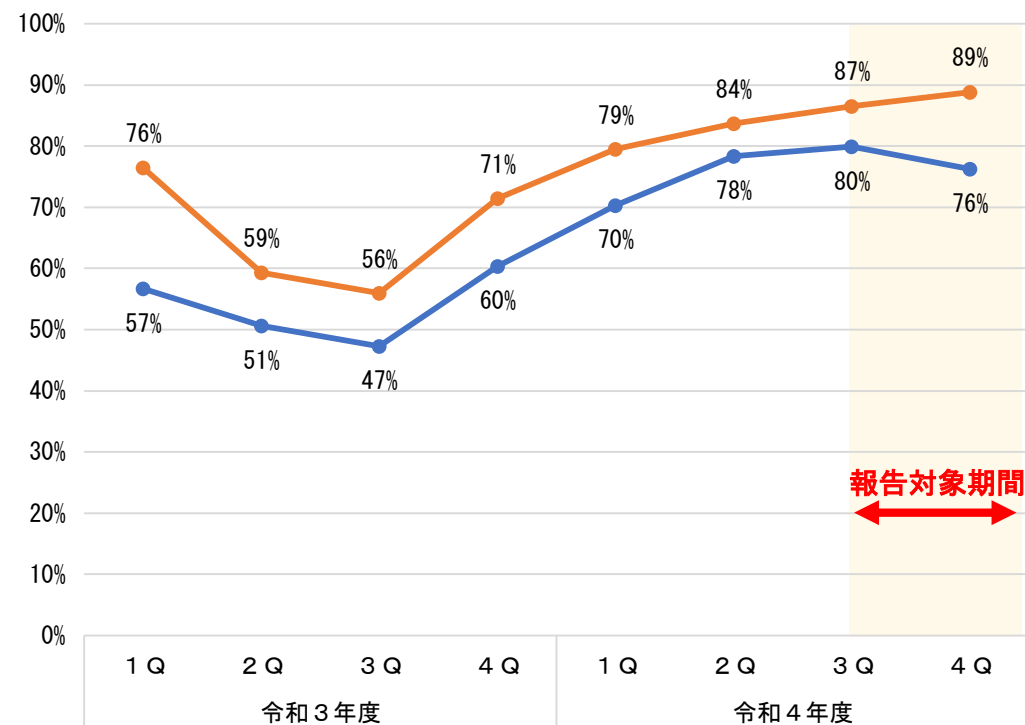
- シェアドアクセス方式の加入光ファイバ（以下「SA回線」という。）の工事には、接続申込時に提供可能時期回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要があるため、提供可能時期回答までに時間を要する「非即決工事」がある。即決工事では提供可能時期の回答の標準的期間遵守率が100%となることは明らかであるため、SA回線は非即決工事のみ分析を行っている。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、**約4割が非即決工事に該当**。一方、シングルスター方式の加入光ファイバ（以下「SS回線」という。）は全て非即決工事となる。
- **NTT東日本**における「例外①」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**SA回線（非即決工事）は令和4年度年間を通じて9割以上**を維持。**SS回線では令和4年度年間を通じて8割以上**を維持。
- **NTT西日本**における**SA回線（非即決工事）**は、令和3年度第2四・第3四半期で低下傾向であったが、令和3年度第4四半期から回復し、**令和4年度第3四半期以降では9割弱まで向上**。**SS回線**の標準的期間遵守率は、令和3年度は約5割台で推移していたが、令和3年度第4四半期から回復し、**令和4年度第2四半期以降では8割弱**を維持。
- なお、NTT東日本・西日本によれば、**SS回線の方がアクセス区間に係る工事の割合が高く**、SA回線よりも**検討期間が延びる傾向**があること、またSA回線よりSS回線の方が**接続事業者への確認事項（回線設置場所の図面等）が多くなる傾向**にあるため、結果としてSA回線よりSS回線の遵守率が低い傾向にあるとのこと。

NTT東日本エリア



● SS回線における全ての回答から例外①を除いた提供可能時期回答の標準的期間遵守率
 ● SA回線における全ての回答から例外①を除いた提供可能時期回答の標準的期間遵守率

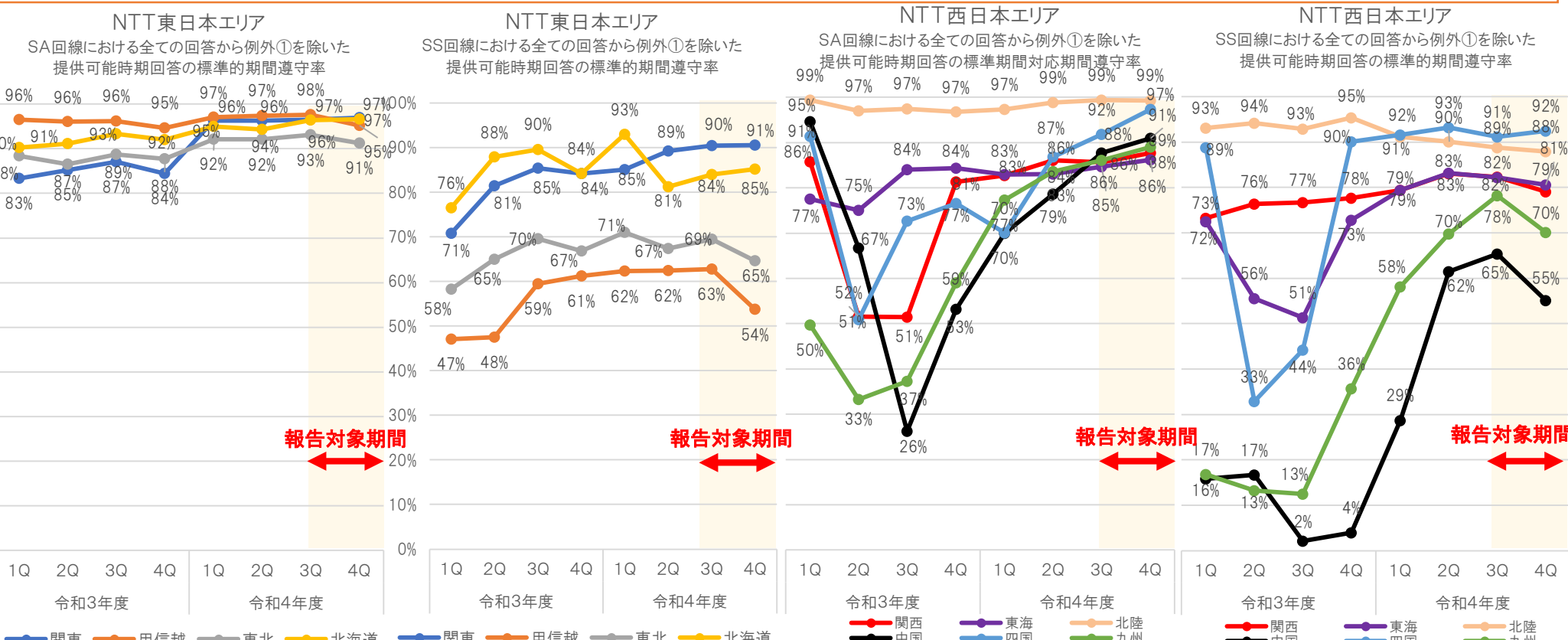
NTT西日本エリア



● SS回線における全ての回答から例外①を除いた提供可能時期回答の標準的期間遵守率
 ● SA回線における全ての回答から例外①を除いた提供可能時期回答の標準的期間遵守率

提供可能時期回答の標準的期間遵守率(エリア別、加入DF回線形態別)

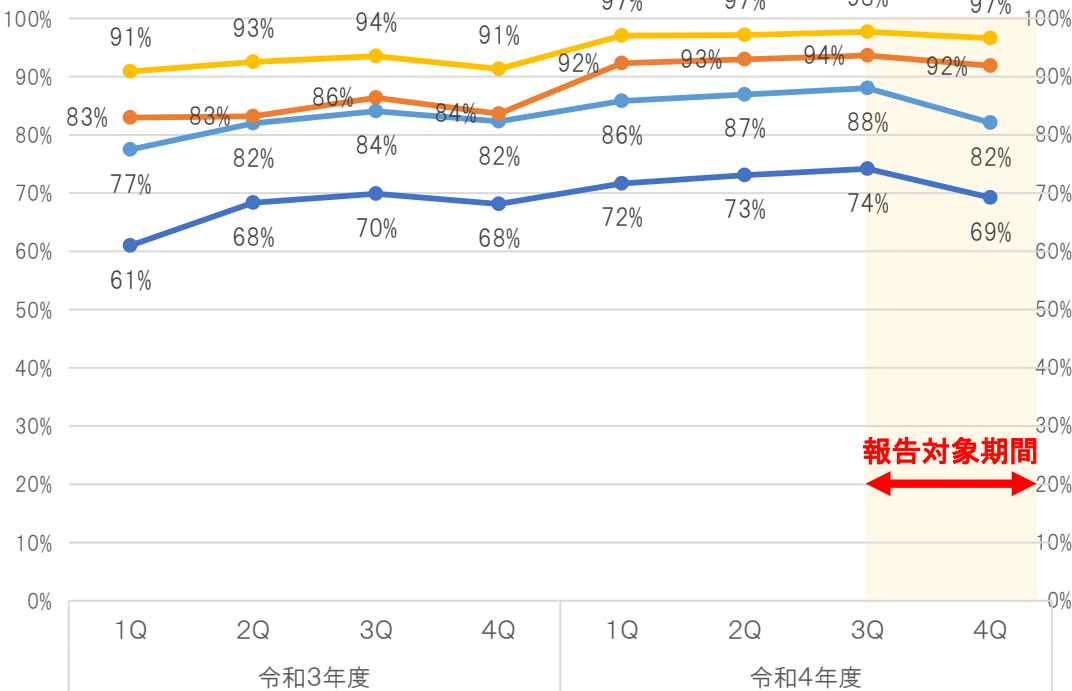
- **NTT東日本**における、エリア別**SA回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、**令和4年度中を通じて9割以上**を維持。**SS回線**の標準的期間遵守率は、**全てのエリアで令和3年度第3四半期以降回復傾向**だったものの、**令和4年度第4四半期に甲信越、東北エリアで遵守率が低下傾向**。
- **NTT西日本**における、エリア別**SA回線**（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、**令和4年度第3四半期以降は9割弱以上まで回復傾向**。**SS回線**の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて標準的期間遵守率が低下したエリアがあったものの、**令和4年度以降は遵守率が回復傾向**。なお、**中国地方**は令和4年度11月に一部のMNOからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、**第4四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要した**ことから遵守率が低下したが、**以降は回復見込み**。
- シングルスター方式の遵守率の回復状況はエリアによりばらつきが生じる要因は、NTT東日本・西日本によれば、
 - ・ 検討稼働において、社内運用システムの更改に伴い新たなオペレーションを導入した際に、ルーラルエリアで新たにスキル者を募ることが困難であること
 - ・ 設備構築稼働において、台風等の自然災害により設計稼働の不足が発生すること、時期的な大量申込による各稼働のひっ迫が発生することがあること
 - ・ 工事稼働において、スキルを有する者の退職等に伴い、特にルーラルエリアにおいてスキルを有する者を募ることが困難であること
 - ・ ルーラルエリアでは接続事業者の利用特性として、MNOの基地局用途での申込割合が多いため、アクセス工事の割合が高くなり、検討期間が比較的長期化しやすい傾向があること
 等、それぞれ中長期的（2年以上）に作用するものもあれば、短期的（1～2年程度）に作用するものもあり、時期単位で区切って見た際に、ばらつきとして発生しているように表れる。



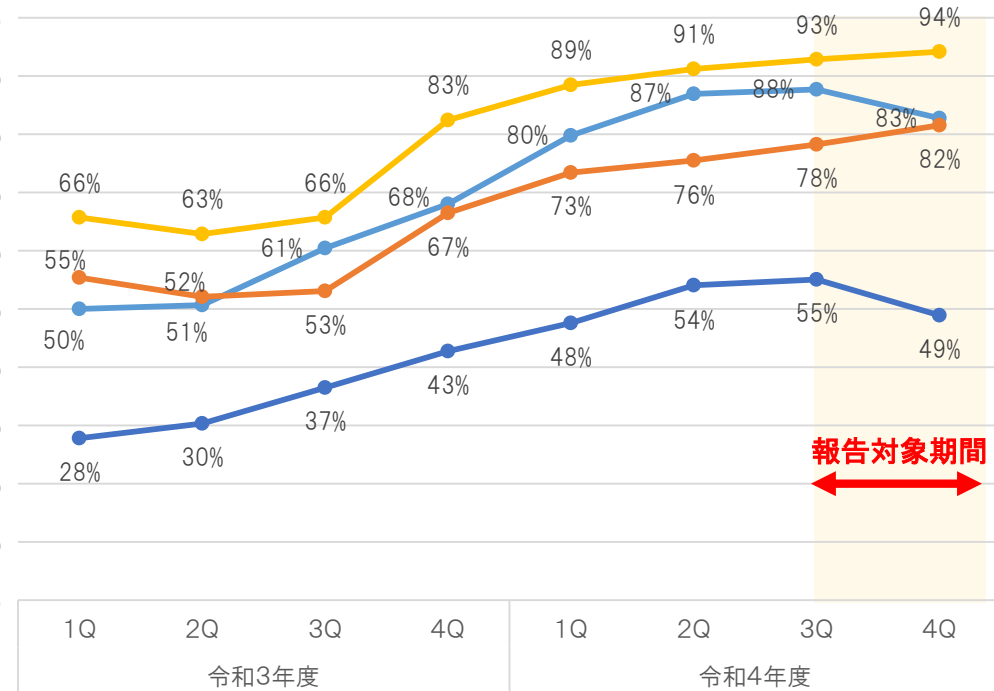
提供可能時期の標準的期間遵守率(全国、加入DF回線形態別)

- **NTT東日本**における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**SS回線では令和4年度年間を通じ8割台**を推移。なお、令和4年度は第4四半期のみ、減少傾向であり、この時期、回答件数が増加している。**SA回線**（非即決工事）の遵守率は、期間を通じて**9割台**で推移。
- なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約30%、SA回線（非即決工事）で約10%を占めている。「例外②」も含めた全件数において提供可能時期が4週間以内となった割合は、令和4年度年間を通じSS回線では約7割で推移。SA回線（非即決工事）は、約9割で推移。
- **NTT西日本**における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、**令和4年度第3四半期以降、SS回線では8割台**を推移、**SA回線**（非即決工事）では**9割以上**を維持している。
- なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約45%、SA回線で約23%を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合は、令和4年度第3四半期以降、SS回線では5割前後で推移、SA回線（非即決工事）では約8割まで上昇している。
- なお、NTT東日本・西日本によれば、**SS回線の方が接続事業者への確認事項**（回線設置場所の図面等）**が多くなる**傾向にあることから、**結果として遵守率が低い傾向**となっているとのことである。

NTT東日本エリア



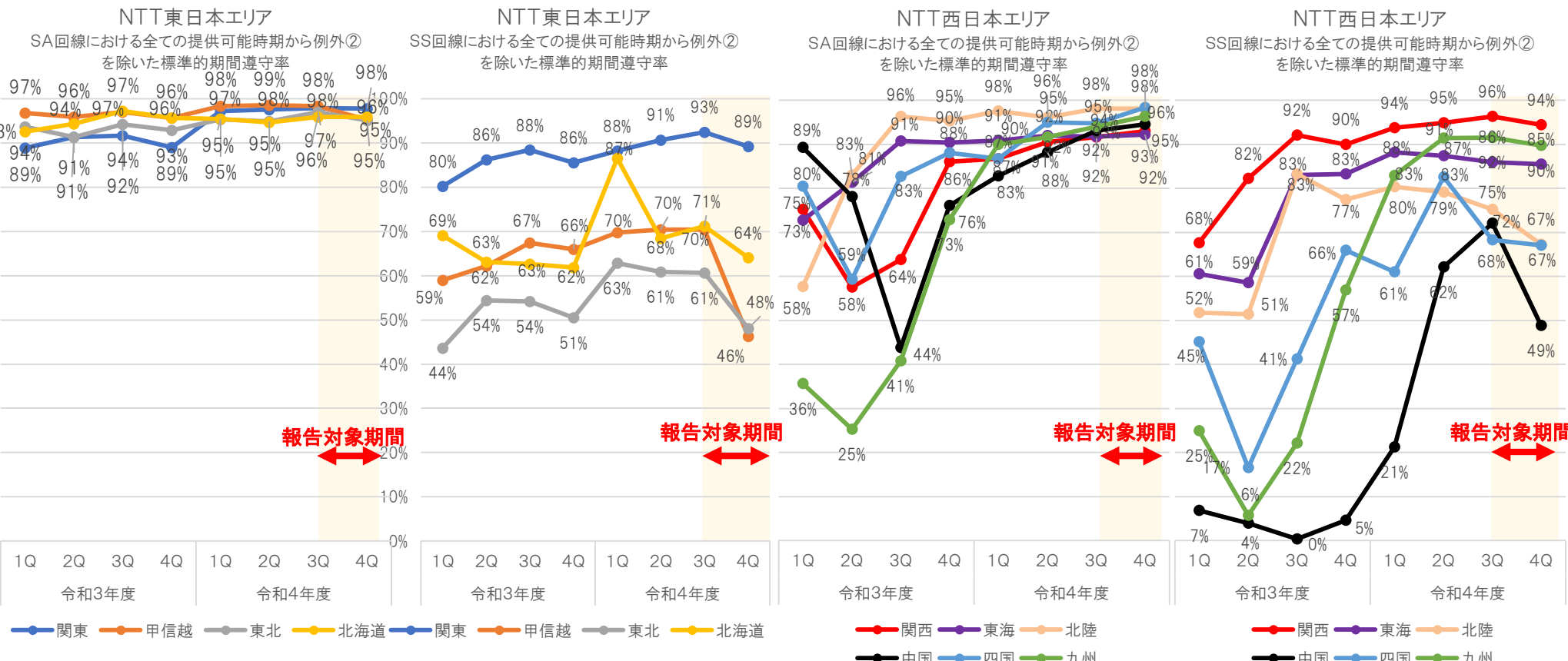
NTT西日本エリア



- SS回線における全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- SS回線における全ての提供可能時期から例外②を除いた標準対応期間遵守率
- SA回線における全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- SA回線における全ての提供可能時期から例外②を除いた標準対応期間遵守率

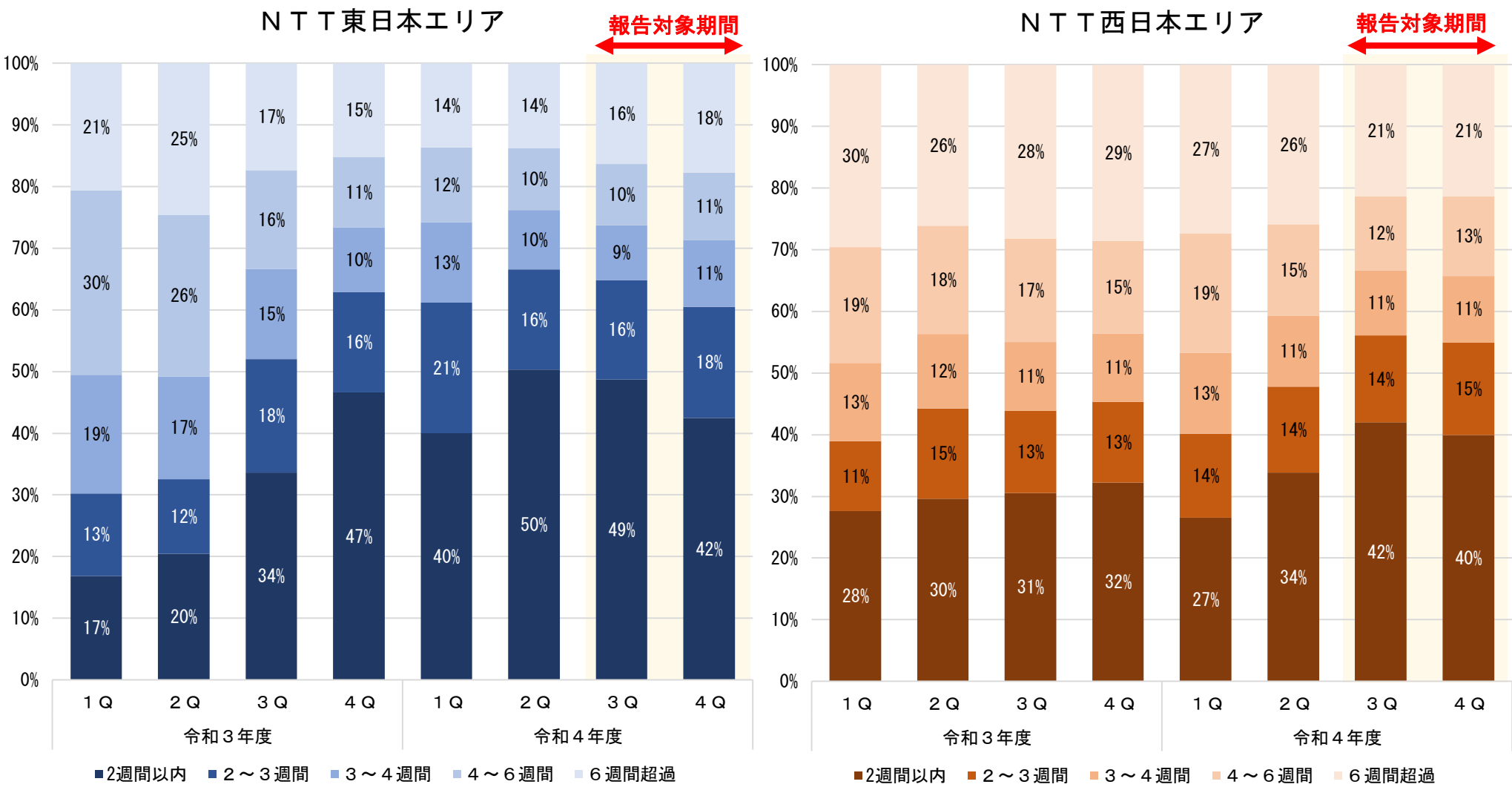
- SS回線における全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- SS回線における全ての提供可能時期から例外②を除いた標準対応期間遵守率
- SA回線における全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- SA回線における全ての提供可能時期から例外②を除いた標準対応期間遵守率

- **NTT東日本**における、「例外②」を除いたエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、**いずれのエリアでも9割台**で推移。「例外②」を除いたSS回線の標準的期間遵守率は、
 - ・ **関東地方**では期間を通じて**約9割**を推移。
 - ・ **甲信越、東北地方**では、令和4年度に入り回復傾向だったものの、**第4四半期に減少傾向**。
 - ・ **北海道地方**でも**第4四半期に微減傾向**があった。
 甲信越、東北地方では、令和4年度第3四半期から第4四半期にかけて**MNOを中心に申込件数が増加**し、第1四半期、第2四半期に比べ約2倍程度の申し込みがあった。
- **NTT西日本**における、「例外②」を除いたエリア別SA回線（非即決工事）の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、**令和4年度第3四半期以降は9割以上**を維持。「例外②」を除いたSS回線の標準的期間遵守率は、低調だった令和3年度から令和4年度にかけて回復し、そのまま**横ばい傾向**。なお**中国地方**は、令和4年度11月に一部のMNOからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、**第4四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要した**ことから遵守率が低下したが、**以降は回復見込み**。



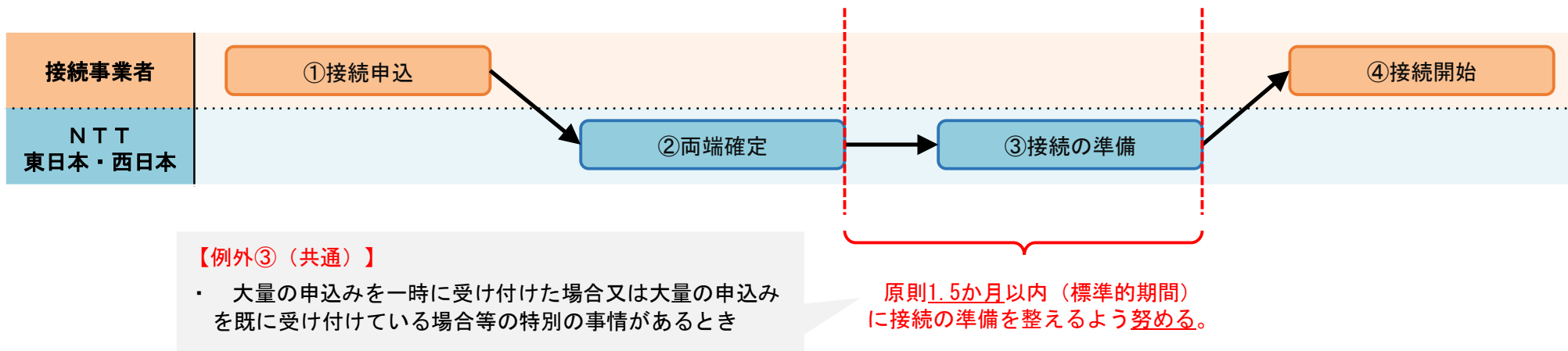
提供可能時期～工事実施までのリードタイム(全国)

- **提供可能時期～工事実施のリードタイム**については、**NTT東日本**において、令和4年度を通じて、**4週間以内に実施された工事の割合は約7割台**で推移。エリア別で見ると、**甲信越地方**において、**約5～6割**で推移。
- **NTT西日本**においては、4週間以内に実施された工事の割合は、**6割弱から6割強に上昇**。エリア別に見ると、**関西、北陸、中国、九州地方**では、**7割前後**で推移。**東海地方**では**6割前後**で、**四国地方**では**5割台**で推移。



- 局内光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」の後、「**両端確定**」（局内光ファイバの接続する両端の設備を確定させること）を行う（「接続申込み」から「両端確定」までの標準的期間は定められていない）。「**両端確定**」から「**接続の準備**」の完了までについて、例外を除き、標準的期間が定められている。（「接続の準備」の完了から「接続開始」までについては、接続開始日は接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

局内光ファイバ提供までのフロー



接続約款上の規定（黄色マーカー：標準的期間 青マーカー：標準的期間の例外となる場合）

（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）

第34条の4（略）

2～6（略）

7 **当社は**、第1項に規定する**光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において**、第34条の2第2項各号に該当しない（「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、**その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。**

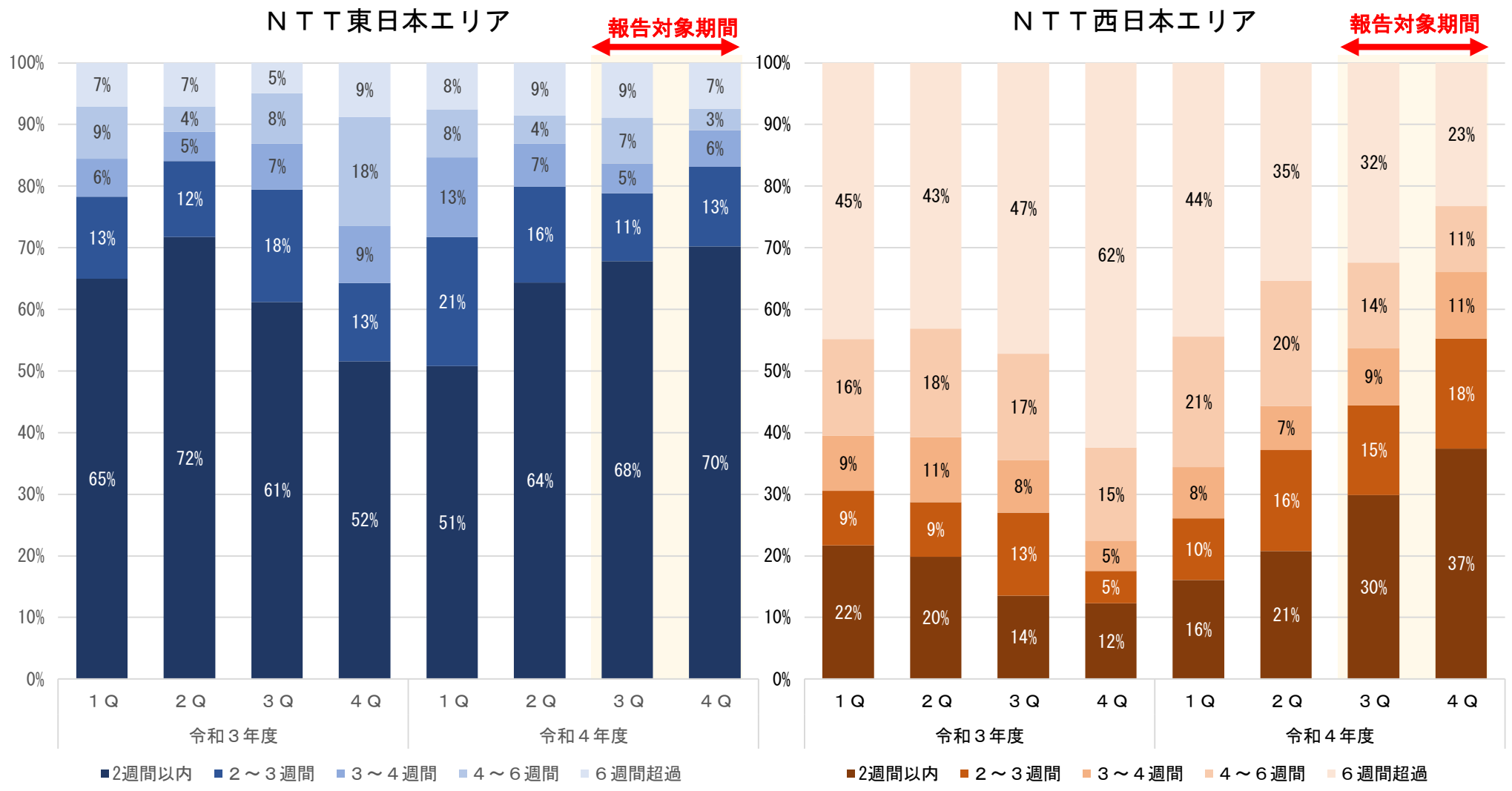
ただし、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは**、光信号局内伝送路により**接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。**この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

4～20（略）

※ 第39条（準用）において準用する第38条（標準的接続期間）第3項の規定により、**接続事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他NTT東日本・西日本の責めによらない事由により経過した期間は標準的期間に含めない。**

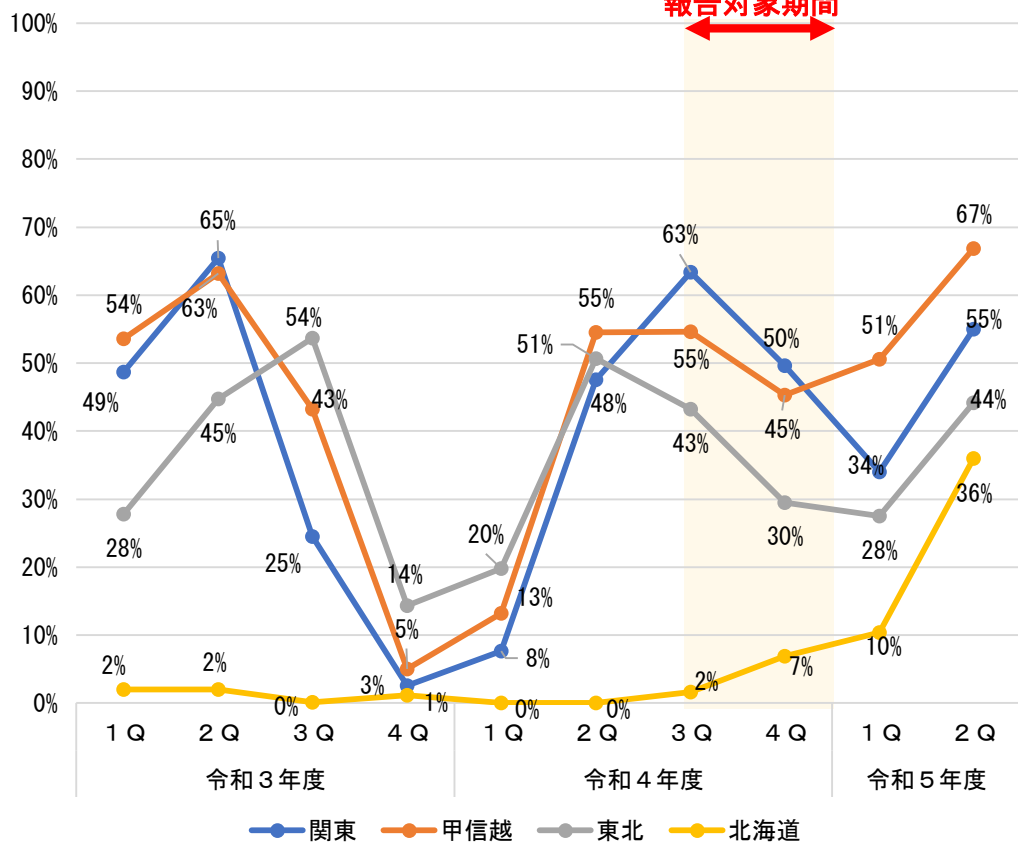
局内光ファイバにおける申込み～両端確定までのリードタイム(全国)

- **NTT東日本**における、接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムについて、令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期にかけては2週間以内に回答した件数の割合が5割程度に低下したが、**報告対象期間は約6～7割まで回復**。
- **NTT西日本**における接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムは、令和3年度第3四半期の工事件数増加に伴い2週間以内の回答が1割台へ低下したものの、令和4年度以降回復傾向にあり、**第4四半期には約4割まで回復**。

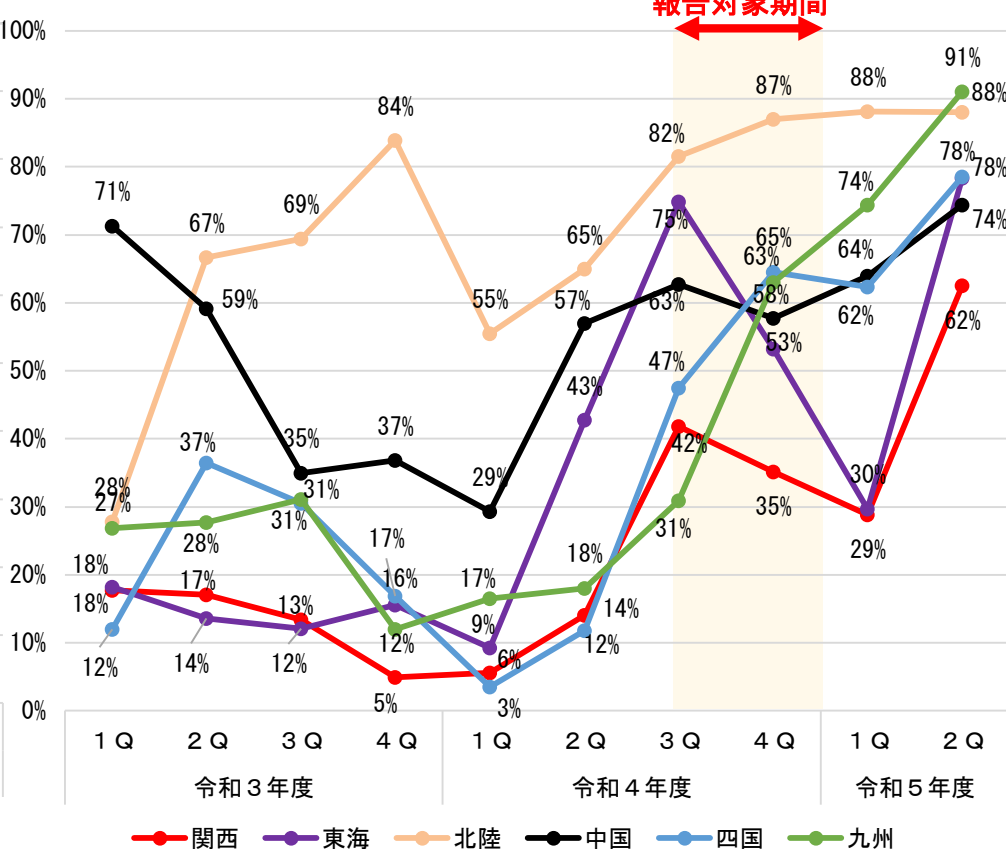


- **NTT東日本**においては、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期にかけて、全エリアで遵守率が低下。**関東、甲信越、東北地方**では、令和4年度第2四半期から第3四半期は約5割まで回復した。第4四半期は再度減少傾向だったものの、**令和5年度第2四半期にかけて全エリアで回復**している。
- **北海道地方**では、工事体制の改善等に取り組んだ結果微増傾向はみられるものの、令和4年度第3四半期から第4四半期時点では低迷。引き続き改善に取り組んでおり、**令和5年度第2四半期にかけて回復**している。
- **NTT西日本**においては、令和3年度から令和4年度第1四半期にかけて、全エリアで遵守率は低調であったが、**令和4年度第2四半期以降に回復傾向**。なお、報告対象期間以降についての追加的なNTT東日本・西日本からの報告では、令和5年度第1四半期において遵守率が一時的に悪化しているが、物品管理システム更改に伴う物品納入遅れの影響であり、**令和5年度第2四半期にかけて回復**しているとのことである。

NTT東日本エリア



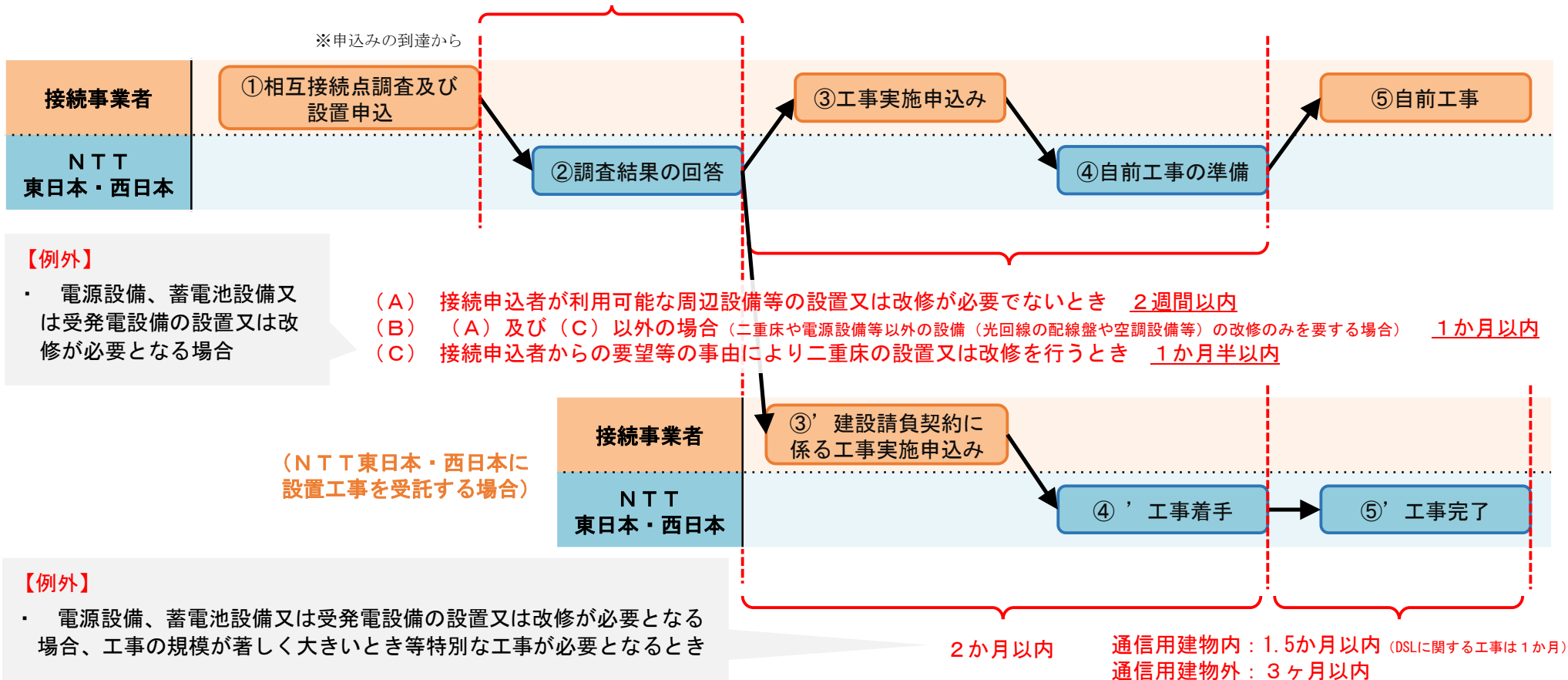
NTT西日本エリア



- **自前工事**によるコロケーションの提供については、接続事業者による「相互接続点調査及び設置申込」の後、「**調査結果の回答**」及び「**自前工事の準備**」の完了について、例外を除き、標準的期間が定められている。（「自前工事」の実施日については、接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）
- **接続事業者がNTT東日本・西日本に設置工事を委託**する場合、「自前工事の準備」の完了に代わり、「**工事着手**」及び「**工事完成**」について、例外を除き、標準的期間が定められている。

コロケーション提供までのフロー

- (A) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修等の検討が必要でないことが明らかなき時 **2週間以内**
- (B) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要なき時 **1か月以内**
- (C) それ以外のとき（とう道内や電柱上でコロケーションを希望する場合等） **1か月半以内**



(参考)コロケーション提供までのフロー

接続約款上の規定 (黄色マーカー：標準的期間 (自前工事) 青マーカー：標準的期間の例外となる場合 (自前工事))

(相互接続点調査及び設置申込み)

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 (略)

2～4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、**特別な事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修** (増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。) **の検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日** (以下この項において「到達日」といいます。) **から2週間以内**、その検討の対象が通信用建物となるときであって**接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内**にその通信用建物等に**相互接続点を設置することができる旨の回答** (接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。) **を別表3 (様式) 様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします**。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所 (第1号に規定するものとします。) を保留します。

6～20 (略)

(自前工事又は建設請負契約)

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第5項又は第6項の規定により、**相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき** (その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。) **等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。**

(1) 当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日

ア 当社と建設請負契約を締結しない場合

(7) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。 2週間以内

(イ) (7)(イ)以外の場合 1ヶ月以内

(ウ) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。 1ヶ月半以内

イ ア以外の場合 2ヶ月以内

(2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間

ア 通信用建物において工事を実施する場合

(7) その接続に必要な装置等が第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1～2欄に定める箇所で接続される場合 1ヶ月以内

(イ) (7)以外の場合 1ヶ月半以内

イ ア以外の場合 3ヶ月以内

2 前項の場合において、**接続申込者が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可その他の国若しくは地方公共団体の処分が必要であるときはその処分に係る当社の申請その他の行為からその処分がなされるまでの期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まないものとします。**

- コロケーションに係る調査申込全体における標準的期間遵守率は、報告対象期間において **NTT東日本・西日本ともに全エリアにおいて、10割**で推移。
- 自前設置工事全体における標準的期間遵守率は、**NTT東日本**において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて**10割を継続**。**NTT西日本**においては、令和3年度第3四半期までは一部のエリアで遵守率の低下が見られたものの、令和3年度第4四半期以降は全てのエリアにおいて**ほぼ10割を継続**。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、**NTT東日本**において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて**10割を継続**。**NTT西日本**においては、令和3年度においては、第3四半期に約6割と低下するものの、第4四半期以降は9割台まで回復。**令和4年度においては、ほぼ10割を維持**。
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、**対応完了までに6週間を超過した申込み**は、**NTT東日本**において、令和3年度の第3四半期から令和4年度の第4四半期まで全てのエリアにおいて**0%**で推移。**NTT西日本**においては、令和3年度の第3四半期において近畿地方及び四国地方で増加しているものの、第4四半期においては、全てのエリアにおいて1割以下を推移。**令和4年度においては、全てのエリアにおいて0%**で推移。

自前設置工事の準備に係るリードタイム

